

委託業務契約書

1 委託業務の目的 一般財団法人北部医療財団設立支援業務

2 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 契約金額 金 円

(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金 金 円

沖縄県財務規則（以下、「規則」という。）第101条第1項に基づき徴収するものとし、契約保証金の率は契約金額の100分の10とする。ただし、規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除することができる。

上記委託業務について、沖縄県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、次の事項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙がコンソーシアムを結成している場合には、乙は、別添のコンソーシアム協定書により契約書記載の業務を共同連携して実施する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事

印

乙

印

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき頭書契約金額をもって、頭書履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項については、甲乙協議して定める。

(実施計画書の提出)

第2条 乙は、別紙委託仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)2通(正1通、副1通)を契約締結の日より20日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 実施業務の内容
- (2) 実施業務の実施方法
- (3) 実施スケジュール
- (4) 業務遂行体制
- (5) 経費積算内訳
- (6) その他甲が指示するもの

2 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従って、当該委託業務を実施しなければならない。当該実施計画書が変更されたときも、同様とする。

(実施計画書の変更)

第3条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更とするときは、甲乙事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。

3 前項の規定による実施計画の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

4 乙から申請があった場合は、受理した日から10日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

(計画変更等による契約変更)

第4条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約金額、委託期間又は実施計画書で定められた内容における主要な部分の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により、本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

2 前項の変更に係る手続については、乙が委託業務実施計画変更申請書2通(正1通、副1通)を原則として当初の委託期間の末日の14日前までに(前項第2号の変更にあつては、速やかに)甲に提出し、甲と変更契約を締結するものとする。ただし、第10

条ただし書に定める流用のときは、この限りではない。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、委託業務実施計画変更申請書の変更の理由が経費の項目のそれぞれについて、20パーセントを超えて流用しようとする場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

(権利義務の譲渡)

- 第5条 乙は、第三者に対して、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は義務を承継させようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(再委託の制限)

- 第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることを実施計画書に定めたとき、又は仕様書で定めた「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 2 乙は、一般財団法人北部医療財団設立支援業務委託企画提案公募実施要項に基づき企画提案書を提出した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、第1項ただし書きにより委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせるときは、当該第三者の行為について、甲に対し全ての全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせるときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。
- 5 甲は、乙が第1項から第4項に違反したときは、本契約を解除することができる。これにより乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(著作権の使用)

- 第7条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続をとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(中間報告)

- 第8条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書2通(正1通、副1通)を作成し、甲に提出しなければならない。

(委託業務完了報告書等の提出)

- 第9条 乙は、委託業務が完了したときは(第6条第5項、第15条第1項、第16条第1項又は第17条の規定により契約が解除されたときは、その解除された日)、速やかに委託業務完了報告書及び委託業務経費使用明細書を2通(正1通及び副1通)作成し、

成果物を添付して甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の委託業務完了報告書等に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第10条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、20パーセント以内に限り、流用することができる。

(帳簿等の整備)

第11条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を供え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書(相見積を含む。)、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払いを示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第2項の支出内容を説明する書類とは、図面、カタログ、発注書、予定価格書、出庫伝票、製作設計費の内訳に関する書類、加工費の内訳に関する書類、光熱水料の内訳に関する書類、委託業務に従事する者毎の調査時間、調査内容及び図面記録等を記載した業務日誌及び労務費積算書等をいう。
- 5 第2項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度(甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。)の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(検査)

第12条 甲は、第9条に定める委託業務完了報告書及び経費使用明細書を受領したときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託調査の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所(乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ)に職員を派遣し、当該委託調査に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託業務完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

- 5 甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第2項の検査に立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 6 甲が検査できる期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(額の確定)

- 第13条 甲は、前条第1項及び第2項の検査結果、第9条に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定した甲が支払うべき額を「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれかの低い額とする。

(委託費の請求及び支払)

- 第14条 乙は、前条第1項の通知を受けたときは、甲が指定する証拠書類等の写しを添付した精算払請求書により確定額を請求するものとする。ただし、既に、甲の支払済み額があるときは当該額を控除した額を請求するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、契約金額の9割を限度として概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めたときこれを支払うことができる。
 - 3 甲は、第1項及び第2項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
 - 4 甲は、前項の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。
 - 5 甲は、前条の委託契約額の確定の結果、乙に概算払いした委託料に残額が生じたとき、又は乙に委託料により発生した収入があるときは、乙に対し、期限を定めて返還を命じるものとする。
 - 6 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.6パーセントの延滞金を徴収できるものとする。

(甲の解除権等)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
- (1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間内又は期限後相当の期間経過後、契約業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。
 - (2) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - (3) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明した

とき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 前号に掲げる場合のほか、この契約事項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 前項の規定は、契約の解除により甲に生じた実際の損害額が同項により徴収する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権等)

第16条 乙は、甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果委託業務の実施が不可能又は著しく困難となったときは、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項により契約を解除した場合は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第17条 甲乙いずれの責にも帰することのできないものにより委託業務の実施が不可能又は困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第18条 甲は、乙が本契約に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を文書で甲に報告させることができるものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められるときは、乙の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正等の事実が確認できたときは、氏名及び不正等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

5 契約者のうち特定の者が第1項から第3項の規定に該当するときは、本条の規定に基づく措置は当該特定の者のみに適用されるものとする。

(取得した個人情報の管理)

第19条 乙は、委託業務を実施した際に取得した際に取得した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む))については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(危険負担等)

第20条 第15条第1項の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了できないときは、甲はその解除により完了できない委託業務(以下「解除部分」という。)に係る経費の支払義務を免れるものとする。

2 第16条第1項の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は当該部分についての履行義務を免れるものとし、甲は、負担すべき額を乙と協議して定め、乙に支払うものとする。

(賠償責任)

第21条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙の財産、従業員等及び臨時雇用者の損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

(賠償金、損害金又は違約金の控除等)

第22条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額の支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(秘密の保持)

第23条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約による事務を行うために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取り扱い特記事項」を遵守しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第24条 甲は、第9条の成果物の提出を受けたときから1年以内に限り、乙の責めに帰

すべき瑕疵の補修を求めることができる。

(存続条項)

第 25 条 甲及び乙は、本契約の性質上委託期間が終了し、又は第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項若しくは第 17 条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、引き続き効力を有するものとする。

(その他定めのない事項等の取扱)

第 26 条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。